

桜井市第 9 期介護保険料（2024 年度から 2026 年度）

介護保険料基準額は第 5 段階の 76,800 円です。

（単位：円）

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合 （実質負担割合※1）	月額※2	年額
第 1 段階	生活保護を受給している人、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の人	0.455	2,912	34,940
		(0.285)	(1,824)	(21,880)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の人	0.685	4,384	52,600
		(0.485)	(3,104)	(37,240)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の人	0.69	4,416	52,990
		(0.685)	4,384	52,600
第 4 段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の人	0.90	5,760	69,120
第 5 段階	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超の人	1.0	6,400	76,800
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	7,680	92,160
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.40	8,960	107,520
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.60	10,240	122,880
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.80	11,520	138,240
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	12,160	145,920
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.00	12,800	153,600
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.10	13,440	161,280
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満の人	2.20	14,080	168,960
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人	2.30	14,720	176,640
第 15 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の人	2.40	15,360	184,320

※1 実質負担割合は公費による軽減後の負担割合です。

※2 介護保険料は年額で定めるため、月額は目安の表示となります（月額＝年額÷12）。

【介護保険料における基準額の調整について】

令和 6 年に支給された老齢基礎年金の満額が 80.9 万円となり、80 万円を超えたことに伴い、老齢基礎年金の満額受給者に係る介護保険料の算定に影響が出ないよう介護保険法施行令が改正され、令和 7 年 4 月より介護保険料第 1 段階、第 2 段階、第 4 段階及び第 5 段階の基準として用いられる 80 万円が 80.9 万円に調整されます。